

○建設工事の請負契約及び建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業務契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等

平成17年12月28日

告示第308号

改正 平成25年11月1日告示第260号

1 一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格

次に掲げる契約の区分に応じ、当該区分に掲げる要件に該当する者で、町長が行う審査（以下「資格審査」という。）により競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認定された者

(1) 建設工事の請負契約

次に掲げる要件を満たす者

ア 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項本文の規定により、法別表第一の上欄に掲げる建設工の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる建設業の許可を受けた者であること。

イ 別表第1に掲げる建設工の種類ごとに、法第27条の29第1項に規定する総合評定値による客観的事項の審査を受けた者であること。

ウ 納付すべき税（市区町村税、法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税）を完納している者であること。

(2) 建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業務（以下「委託業務」という。）に係る契約（以下「委託業務契約」という。）

次に掲げる要件を満たす者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当することにより資格を取り消された者にあつては、資格を付与しないこととされた期間を経過した者

ウ 別表第2の左欄に掲げる委託業務の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる者又は当該業務の実績を有する者であること。ただし、法律で登録が義務づけられている委託業務については、当該登録を受けた者に限る。

エ 納付すべき税（市区町村税、法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税）を完納している者であること。

2 資格審査の申請方法等

(1) 申請の方法

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電子情報処理組織（町長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して資格審査の申請（以下「電子申請」という。）を町長に行わなければならない。

(2) 電子申請の受付期間

ア 電子申請の受付期間は、2年に1回町長が指定した日とする。

イ アの期間以外における電子申請については、町長が必要と認めた場合、申請期限後においても追加の申請をさせることができる。

(3) 電子申請に係る添付書類

ア 種類

別表第3に掲げるところによる。ただし、町長が必要と認める場合は、同表に掲げるもののほか必要な書類の添付を求めることができる。

イ 提出先

別表3中縣市町村共通のものについては前橋市大手町一丁目1番1号群馬県庁県土整備部建設企画課内群馬県CALIS/EC市町村推進協議会とし、町独自のものについては玉村町大字下新田201番地玉村町役場総務課契約管財係とする。

(4) 電子申請に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 電子申請に使用できる漢字

JIS第1水準及び第2水準とし、申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、使用できる他の漢字又はひらがなに置き換えるものとする。

3 共同企業体による資格審査の申請等

共同企業体による資格審査の申請については、町長が必要と認めた場合に受け付けるものとする。なお、その場合における競争入札に参加する者に必要な資格並びにその資格を認定するための資格審査の申請の方法、受付期間その他必要な事項については、町長が別に定めるものとする。

4 資格審査の結果通知等

(1) 町長は、申請者に対し、資格審査の結果を電子情報処理組織を使用して通知するものとする。

(2) 町長は、申請者が入札参加資格を有すると認定したときは、速やかにその結果を公表するものとする。

5 申請内容の変更の届出

電子申請後、その内容に変更があったときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して町長に届け出るとともに、当該変更に係る添付書類を2(3)イに準じて提出しなければならない。

6 入札参加資格の取消し等

競争入札に参加しようとする者又は現に入札参加資格を有する者が次のいずれかに該当するとき、又は該当するに至ったときは、その者の電子申請を却下し、又はその者の入札参加資格を取り消し、若しくは相当の期間、その資格を停止することがある。

(1) 申請内容及び添付書類の記載事項を故意に偽ったとき。

(2) 建設工事において法第29条の規定により建設業者の許可を取り消されたとき。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する次の事項に該当したとき。

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質

若しくは数量に関して不正の行為をした者

ウ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、

若しくは不正の利益を得るために連合した者

エ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による

監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

カ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

キ イからカまでの一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の

履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

7 建設工事の請負契約に係る指名競争入札に付する場合における建設業者の選定に当たっては、玉村町建設工事請負契約に係る指名基準（平成13年告示第112号）によるものとする。

附 則

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成25年11月1日告示第260号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1

建設工事の種類

土木一式工事 建築一式工事 大工工事 左官工事 とび・土工・コンクリート工事 石工事 屋根工事 電気工事 管工事 タイル・れんが・ブロック工事 鋼構造物工 事 鉄筋工事 ほ装工事 しゅんせつ工事 板金工事 ガラス工事 塗装工事 防 水工事 内装仕上工事 機械器具設置工事 熱絶縁工事 電気通信工事 造園工事 さく井工事 建具工事 水道施設工事 消防施設工事 清掃施設工事

別表第2

委託業務の種類等

業務の種類	必要な登録等
測量業務	測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定により登録を受けている者

建築関係建設コンサルタント業務	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により登録を受けている者
建設コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定により登録を受けている者
地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条の規定により登録を受けている者
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条の規定により登録を受けている者
不動産鑑定評価業務	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定により登録を受けている者
土地家屋調査業務	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条の規定により登録を受けている者
司法書士業務	司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条の規定により登録を受けている者
計量証明業務	計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定により登録を受けている者
その他の業務	町長が別に定める者

別表第3

添付書類

番号	種類	様式等	建設工事	委託業務
1	納税証明書 （市区町村税、法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に係るもの。なお、群馬県が発注する建設工事の請負契約又は委託業務契約に係る競争入札に参加す	発行官公庁の定めた様式による。（写し可）	○	○

	<p>るための資格を有するための審査に係る申請を同時にする者にとっては、その者が納付すべき都道府県税に係るものを含む。)</p>			
2	<p>ISO 9 0 0 0 シリーズ登録証 ISO 1 4 0 0 0 シリーズ登録証</p>	<p>財団法人日本適合性認定協会が認定した審査登録機関が発行した登録証の写し</p>		○
3	<p>障害者雇用状況報告書 (障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第43条第5号に規定する者のみ)</p>	<p>障害者雇用促進法により公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書の写し</p>	○	
4	<p>営業所一覧表</p>	<p>建設業許可申請書 営業所一覧表(様式第1号別紙2)又は変更届出書(様式第2号の2 第2面)など、許可権者に提出した副本の写し及び許可権者の受付印が押された表紙の写し</p>	○	
5	<p>登記事項証明書 (法人のみ)</p>	<p>商業登記法(昭和38年法律第125号)による証明書(写し可)</p>	○	○
6	<p>身分証明書 (個人のみ)</p>	<p>本籍のある市町村が発行したもので住所がわかるもの(住所の表記がない場合</p>	○	○

		は、本籍の記載のある住民票を併せて提出する。写し可)		
7	工事経歴書	建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第2号	○	
8	技術職員名簿	建設業法施行規則別記様式第25号の11別紙2	○	
9	測量等実績調書	様式第1号		○
10	技術者経歴書	様式第2号		○
11	直前2年分の財務諸表	任意の様式		○
12	登録証明書	発行登録官署の定めた様式の写し（建設コンサルタント、補償コンサルタント及び計量証明事業の登録を受けている場合は、「部門」が明記されたものの写し）		○
13	技術者に関する免許及び健康保険証	発行登録官署の定めた様式の写し及びその者に係る健康保険証の写し		○
14	行政書士委任状	群馬県CALS／EC市町村推進協議会が定めた参考様式	○	○
15	委任状	任意の様式（委任者及び受任者の氏名並びに委任内容を記載したもの）	○	○
16	暴力団排除に関する誓約書	玉村町の事務事業からの暴力団又は暴力団員等の排除	○	○

		措置に関する要綱別記様式 (第5条関係)		
--	--	-------------------------	--	--

備考

- 1 上記添付書類中番号2から4については、該当する場合のみ添付するものとする。
- 2 上記添付書類中番号7から10については、電磁的記録によるものとする。
- 3 上記添付書類中番号12については、登録している者のみが添付するものとする。
- 4 上記添付書類中番号14及び15については、提出を希望する者のみが添付するものとする。
- 5 上記添付書類中番号15及び16については玉村町独自の添付書類とし、それ以外のものについては県市町村共通の添付書類とする。